

兵庫県知事選挙

大事な投票、忘れずに!

投票日 **7月5日(日)**

投票時間 **午前7時～午後8時**



投票日当日に、仕事、買い物、レジャーなどの予定がある人は、期日前投票を活用しましょう。手続きはカンタンです(理由に○をつけるだけ)。

【期日前投票のできる期間】6月19日(金)～7月4日(土)
【期日前投票のできる場所】

市役所北庁舎、五色庁舎、由良支所、上灘出張所
※投票所によって期間・時間が変わります。

— 市選挙管理委員会 ☎22-1314(直通) —

梅雨・台風シーズン到来

風水害の備えは大丈夫ですか?

「6月は「土砂災害防止月間」です」

平成16年10月に襲来した台風23号は、日雨量309mmという観測史上最高の雨量を記録し、市内に甚大な被害をもたらしたその記憶はまだ新しいところです。

今年も梅雨の時期に入り、台風など風水害が起りやすい時期を迎えます。近年では、前線の停滞による長雨だけでなく、突如発生した雷雲による瞬間的・局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)や、地盤の緩みによる土砂災害などの被害にも警戒が必要です。では、災害による被害を最小限に食い止めるために、私たちはどのような行動をとればよいのでしょうか。



大阪管区気象台が5月25日に発表した近畿地方の6

日ごろからの備え ◆予想される被害や 避難所の確認◆

月から8月の3か月予報では、降水量は平年並み、期間の前半は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多く、後半は、太平洋高気圧におおわれて晴れの日が多くなると予想されていますが、「ここ数年は大丈夫だったから」といった油断は禁物です。市では、浸水が予想される区域や土砂災害の危険箇所、いざというときの避難場所などを表示した「防災マップ」を配布しています。災害時にあわてることのないよう、今一度「防災マップ」で自宅や職場近くの避

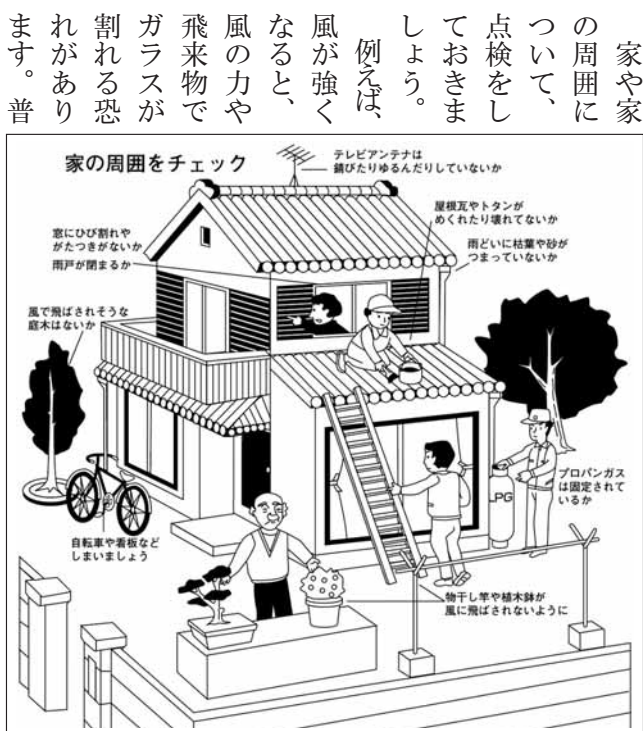
難所を確認するとともに、離ればなれになったときの連絡方法などについて家族で話し合っておくことが大切です。



避難所は、「防災マップ」に記載している施設だけでなく、一部の地区については、町内会などの集会所や会館などを一時避難先としているところもありますのでご確認ください。

◆身近なところの点検◆

家や家の周囲について、点検をおきましょう。例えば、風が強くなると、風の力や飛来物でガラスが割れる恐れがあります。普



こまめな点検・清掃を心掛けて一人ひとりの行動が、被害を最小限にすることにつながります。

特に、家の近くに河川や水路、ため池、裏山、がけ地などがある場合、ふだんから注意するよう心がけ、大雨や強風などがあつた場合を想定し、もろくなつているところがなにか、日ごろからの観察と維持管理が大切です。

◇家の周囲をチェック◇

①屋根瓦などのずれやひび割れ ②アンテナや高架水槽看板類の固定 ③雨戸のがたつき ④雨どいをつまみやつなぎ目のはずれ ⑤強風によるペランダからの落下物対策など…

◆非常持ち出し品の準備◆

いざとい
うときに備
える非常持
ち出し品は、
重すぎたり



かさばったりすると逆に避難の妨げや疲労の原因となりますので、適量を準備しましょう(男性15・女性10^{キログラム}まで)。
風水害の場合、避難当日分の食料や飲料水については、

あらかじめご自身で確保し、避難所に持参してください。

▼食料飲料水 レトルト食品、缶詰、ペットボトルなど

▼医療品 常備薬、常時服用している処方薬、介護用品など

▼貴重品 現金、免許証、保険証、預貯金通帳、印鑑など

▼その他 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池、雨具、ティッシュ、ビニール袋など

早めの避難

◆気象情報は常に注意◆

風水害は、地震などの突発的な災害と違い、事前にある程度を知ることができ、前線や台風が接近しそうな時は、こまめに情報収集を行うことが大切です。



テレビやラジオ、インターネットなどの天気予報に注意し、天気の変り変わりに気をつけましょう。特に大雨警報や洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報などが発表されたときは、大きな災害となる可能性があるので注意が必要です。

本市も参加している「ひょうご防災ネット」では、事前に

メールアドレスを登録することで、気象警報や市役所からの避難勧告などの情報を受信できるようにしますので、まだの人は登録しておきましょう。

ひょうご防災ネット

<http://bosai.net/sumoto/>



◆行動は早めに◆

「自分の家はまだ大丈夫…」と思つていても、宅地よりも一段低くなつている道路が先に冠水し、避難できなくなることもありますので、
「早め早めの行動を心がけましょう。」



既に道路が相当冠水している場合は、無理な避難はせず、自宅や近所のしっかりした建物の2階3階で待機し、もし避難途中で動けなくなつたら、最寄りの建物に助けを求めま

しょう。

また、長期の雨で地盤が緩んでくると、土砂災害(がけ崩れ、山崩れ、地すべりなど)が発生する可能性が高くなります。次のような兆候を察知したら、市役所に連絡するとともに、速やかに避難することが必要です。

◇土砂災害の前兆現象◇

①山鳴りがする ②川や井戸の水が濁る ③地面やがけにひび割れができる ④がけや斜面から水が噴き出してくる ⑤がけから小石が落ちてくる ⑥がけから木の根が切れる音がする など…

なげ災

害時に自主的に避難する場合は、あらかじめ避難所が開設しているかどうかを市役所本庁舎、または五色庁舎にご確認ください(いずれもケーブル電話可)。



◆近所で

声をかけ合つて◆

自分の家族だけでなく、ひ

と暮らしたり昼間はお年寄りだけとなる高齢者世帯、障害や重度の慢性疾患がある世帯など、災害による被害を受けやすいとみられる人には、ご近所が一体となって普段から声をかけ合い、災害時には声をかけ合い、一緒に避難するなど行動を共にできれば、被害を少なくすることにつながります。

災害による被害を最小限に抑えられるかどうかは、日ごろからの備えや防災に対する心構えが家族や地域でどれだけ共有できているか、そして、その災害時にどれだけ適切で冷静な行動をとれるかにかかっています。



※もし「防災マップ」がお手元のない場合は、市ホームページをご覧いただくか、市役所本庁舎か五色庁舎にも備え付けていますので、市消防防災課(本庁舎) ☎24-7623(直通)か、窓口サービス課(五色庁舎) ☎33-0162(直通)までお問い合わせください。

「かからない」「うつさない」ために 新型インフルエンザへの備え

学校の休校やイベントの中止・延期など、世間を騒がせた「新型インフルエンザ」。国内では、関西の高校生を中心に感染が拡大しましたが、県は6月3日、集団的な感染の可能性がほぼなくなったとして、「新型インフルエンザびようご安心宣言」を発表しました。

この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされていますが、ウイルスの特性が変化する可能性もあります。市民の皆さんには、秋以降に発生が予想される「第2波」に備えるため、マスクの準備や日ごろから手洗い・うがいを習慣付けましょう。

市新型インフルエンザ対策本部 ☎22-3337

新型インフルエンザって？

動物のインフルエンザウイルスが変化し、人から人へと感染するようになったもので、

このウイルスが人に感染して起こる疾患を「新型インフルエンザ」といいます。

4月下旬にメキシコや米国内などで確認された豚インフルエンザ

ザはこの新型インフルエンザとして位置づけられています。新型インフルエンザの感染はどのように広がるの？

これまで確認されていた人の感染事例のほとんどは、感染した豚への直接接触によるものでしたが、現在は人から人への感染が発生しています。通常のインフルエンザ同様に、せきやくしゃみによる飛沫感染、もしくは直接接触することによる感染と考えられます。

新型インフルエンザの症状は？

38度以上の急な発熱、倦怠感、咳、食欲不振などの症状が見られます。また、鼻水、咽頭痛、吐き気、おう吐、下痢などの症状を訴える患者もいます。

感染を防ぐために

マスク・うがい・手洗い

- ▼人ごみならどこでも感染する危険性があるため、マスクをつける。流行地への渡航や必要のない外出を控える。
- ▼外出後には、手のひら、甲、指の間、手首までしっかり洗う。うがいは日常的に行う。
- ▼十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、感染しにくい状態を保つ。



感染を広げないために

咳エチケット

- ▼咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2m以上離れる。
- ▼使ったティッシュは、ただちにゴミ箱に捨てる。
- ▼咳やくしゃみをおさえた手、鼻をかんた手はただちに洗う。
- ▼熱、咳、くしゃみなどの症状のある人にマスクを着用してもらう。



発熱・咳などの症状がある場合は

- 直接医療機関に行く前に、必ず下記の発熱電話相談窓口へご連絡ください。
- ▼発熱電話相談窓口（24時間対応）
県本健康福祉事務所 ☎26-2051
- ▼問い合わせ窓口
市健康増進課（みなと元気館）☎22-3337
（平日の午前8時30分～午後5時15分）

7月1日

夜間小児救急の案内はこちら 「小児夜間救急電話センター」

☎44-3799へ

開設時間は午後10時～翌朝6時

子どもの急な発熱やおう吐など、夜間、急に具合が悪くなった場合、一次（軽微）救急に対応している小児科の医療機関を探したいときは、7月1日から開設する「小児夜間救急電話センター」へお問い合わせください。その日、その時間帯に利用できる医療機関を案内します。

小児救急外来は、曜日・時間帯によって受診できる医療機関が変わってきます。特に、午後10時以降は、在宅の医師により輪番制で対応しております。その日、島内のどの医師が担当するかは、同センターへお問い合わせください。

また、夜間に子どもの体調のことで医療機関を受診するか判断に迷った場合、県が開設する「小児救急医療相談」では、看護師などが電話相談に応じていますので、次へご相談ください。

島内の休日・夜間小児救急外来

区分	時間帯	月	火	水	木	金	土	日・祝
洲本市 応急診療所 （みなと元気館内） ☎24-6340	18:00～21:30	○	○	○	○	○	○	○
	日・祝・年末年始の診療受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30、18:00～21:30							
小児夜間救急電話センター ☎44-3799	22:00～翌朝6:00	○	○	○	○	○	○	○
日曜・祝日小児救急外来（県立淡路病院内） ☎22-1200	9:00～17:00	△	△	△	△	△	△	○

県立淡路病院は、入院を必要とするような2次、3次救急患者（重症・重篤患者）に対応しています。

電話番号 ▼プッシュホン回線↓#8000 ▼ダイヤル回線、携帯・IP電話↓☎078-731-8899

相談時間 ▼平日・土曜日↓午後6時～午前零時 ▼日曜・

問 市健康増進課（みなと元気館）
☎22-3337
午前零時
祝日・年末年始↓午前9時～

正しい分別でごみの減量化

貴重な資源を

“ごみ”にしないでませんか？

ごみ問題は、地球規模のたいへん深刻な問題で、私たち一人ひとりがごみを減らす努力をしていかなければ手遅れになってしまいます。ごみを減らして、大切なみんなの資源を生かすためにも、すぐにできる小さな一歩として、今一度、ごみ分別を再点検してみませんか。

市環境整備課 ☎24-7607（直通）

一体どれだけのごみを
出しているの

平成20年度の1年間で市内から出たごみの量は、17、298ト、このうち、紙くずや生ごみなどの可燃ごみが15、866ト、不燃ごみが1、432トとなっています。また、新聞紙や段ボール、びんやペットボトル、スチール缶などの資源物が1、928トなどとなっ

ごみ・資源物の回収量の推移

単位：t

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
可燃ごみ	17,441	16,379	15,866
不燃ごみ	2,030	1,499	1,432
合計	19,471	17,878	17,298
対前年比	—	△8.2%	△3.2%
資源物	1,817	2,165	1,928
対前年比	—	19.2%	△10.9%

っており、これらを市民1人あたりに換算すると、1日に1、064gを排出していることとなります。

リサイクルで

資源を生かそう！

平成18年度から市内全体で新たに始まった分別収集により、ごみの減量化は進んでいきます。これに対し、平成20年度に出された資源物は、前年度と比べ約23%減少しており、例えば新聞紙などの古紙類では1割余りの減少となっています。ごみの排出量が増えるほど経費がかさみ、ごみが少なくなれば処理費用を節約することができま。一方で、ごみの減量化を進めることは、地球環境への負荷を軽減する循環型社会づくりに貢献するこ

とつながります。

「分別は面倒くさい…」などと言っているのは、ごみが減るところか、すぐに増えてしまします。今後ともごみ減量と分別の意識を持ち続け、ごみをさらに減らしていきましょう。

不法投棄・野焼きは
重大な犯罪です！



収集したごみは年々減ってはいるものの、「野焼き」「不法投棄」が後を絶ちません。野焼きは、ドラム缶や積みブ

ロックで燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりするものを含め、一部の例外を除き、すべて法律で禁止されており、これに違反した場合は懲役、または罰金が科せられることもあります。

一部例外が認められているものに、稲わらの焼却など農作業上やむを得ないものなどがあります。しかし、焼却する時の気象条件などによって、大量に発生

する煙やにおいが周辺住民の皆さんへ悪影響を与えます。



そして野焼きは、火災を引き起こす危険性があるだけでなく、燃やすものによってはダイオキシン類が発生する原因をつくり、私たちの日常生活や自然環境に悪影響を及ぼします。

一方、ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながる、許すことのできない犯罪行為です。市では、警察と連携しながら、き然とした処置をとっています。

市民の皆さん一人ひとりが責任を持って正しいルールでごみを排出しましょう。

全島一斉清掃の日

7月12日(日)

清掃する場所

各町内会の道路・河川・公園など

ごみを置く場所

各町内会指定の場所

ごみの出し方

燃えるごみ → 黄色の袋
燃えないごみ → 青色の袋
※草は黄色の袋へ、木は1疋以内に切って紐で結束。

問 市環境整備課 ☎24-7607(直通)

【商品名・店名・デザインの模倣を予防したい！】

商標登録・意匠登録してみませんか？

「お土産品」や「海産物」等の新商品ネーミング保護に！

「屋号」や「ネットショップの店名」の保護に！

片岸特許商標事務所 南あわじ事務所

南あわじ市神代国街1055-5

弁理士 片岸 寿文

TEL 0799-42-5118

御食国 淡路ごちそう館 御食国 (みけつくに)

★御食国の持帰り弁当・オードブル

1,500円税込みよりご予算に応じてお献立。
※ご注文は前日までをお願いいたします。
(オードブルは4名分より承ります)

メインホールで貸切パーティーを！

50名～200名まで各種パーティーにご利用いただけます。

<定休日> 毎週水曜日
(水曜日が祝日の場合は営業、8月は無休で営業します。)

歓迎宴会・法事などの会食。
大切なお客様のおもてなしに。

御食国おまかせコース
お一人様 ¥3,500より
法事会席コース
お一人様 ¥5,000より

TEL 26-1133

低所得者の介護サービス利用料の軽減

負担軽減などの更新申請は

7月中に手続きを!

特定の介護保険のサービスを受けている人で、一定の条件を満たす場合は、申請によって利用者負担の軽減が受けられます。

6月末まで利用料の軽減などを受けていた人は、7月中に更新の手続きが必要となります。また、今回新たに申請しようとする人や世帯状況が昨年と変わった場合も、次の要件を確認して申請手続きをしてください。



社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人などの事業所で、介護サービス（施設サービス、訪問介護、デイサービス、ショートステイなど）を利用する場合、利用者の負担が軽減できるよう国や市がその費用の一部を補助します。



- ① 介護老人福祉施設サービス
- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ③ 夜間対応型訪問介護
- ④ 訪問介護
- ⑤ 通所介護
- ⑥ 短期入所生活介護
- ⑦ 認知症対応

▼対象者の要件

- ① 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している人
- ② 市民税非課税世帯の人で、次の①～⑤の要件を満たし、生計困難者として市が認定した人。
 - ① 単身世帯で年間収入が150万円以下の人
 - ② 単身世帯で預貯金など額が350万円以下の人
 - ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用できない資産を所有していない人
 - ④ 負担能力のある親族など

型通所介護

- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 ※④～⑧は介護予防を含む

	通常の減額割合	経過措置適用後の減額割合
軽減対象者	利用者負担の1/4(25%)	利用者負担の28%
軽減対象者のうち利用者負担段階が第1段階の人	利用者負担の1/2(50%)	利用者負担の53%

※食費と居住（滞在）費は経過措置の対象外

どに扶養されていない人
⑤ 介護保険料を滞納していない人
※生活保護受給者、旧措置入所者を除く

▼減額の割合

利用者負担の4分の1(利用者負担第1段階の人は2分の1)

▼経過措置による減額割合の拡大

本年4月から介護従事者の処遇を改善するため、介護報酬率をプラス3%にする見直しが行われました。この見直しに伴い利用料が上昇しますが、利用者の急激な負担増加を抑えるために、本年4月1日から平成23年3月31日までの間の経過措置として、軽減の割合が拡大されます。

介護保険利用者負担の助成（市独自）

▼対象サービス

▽訪問介護 ▽介護予防訪問介護 ▽夜間対応型訪問介護 ※社会福祉法人などが提供する介護保険サービスを除く

▼対象者の要件

居宅サービス受給者で、保険料段階が第1段階の人、または世帯の年収が60万円以下（世帯員が1人増える毎に20万円加算）で、他の世帯の扶養を受けず、活用できる資産のない人。

▼減額の割合

利用者負担の8分の1（全額免除は行わない）

食費・居住費など

特定入所者介護サービス費

介護保険施設サービスなどに係る食費、居住費（滞在費）については、全額が自己負担となっていますが、低所得者への対策として負担の上限額（負担限度額）が設けられ、申請により補足の給付が受けられます。

▼対象者の要件

▽市民税が非課税世帯の人
▽生活保護を受けている人など

▼負担限度額（1日あたり）

1か月の負担限度額は、日数により異なります。また、施設の種類や部屋の種類によっても変わります。市民税が課税世帯であっても、夫婦の一方が個室に入所し、一定条件に該当する場合には、負担限度額が認定されることがあります。

利用者負担段階	利用者の所得などの状況	食費負担限度額	従来型個室の場合の居住費などの負担限度額	
			特養など	老健・療養など
第3段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入などが80万円を超える人など	650円	820円	1,310円
第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入などが80万円以下のなど	390円	420円	490円
第1段階	市民税非課税世帯で、高齢福祉年金受給者、生活保護を受給している人など	300円	320円	490円

※市民税課税世帯の場合は、第4段階となり通常どりの負担となります。

問 ▽市介護福祉課（みなと元気館）

☎ 22-9333

▽窓口サービス課（五色庁舎）
☎ 33-1922

追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請によって納付が免除または猶予となる制度があります。保険料免除などが承認された期間については、10年以内であれば、後から納付（追納）して将来受け取る年金額を増額することができます。詳しくは、明石社会保険事務所 ☎078-912-4980へ。

10年以内であれば

追納できます

国民年金は、長期間にわたって保険料を納付する必要がありませんが、所得が少ない・失業したなど、保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受け

ている人などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の

人を対象として、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の人を対象とした「学生納付特例制度」もあります。これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入

平成21年度に追納する場合の額

年 度	全額免除 (月額)	半額免除 ※(月額)	1/4免除 ※(月額)	3/4免除 ※(月額)
11年度	16,190円	—	—	—
12年度	15,560円	—	—	—
13年度	14,960円	—	—	—
14年度	14,390円	7,200円	—	—
15年度	14,180円	7,090円	—	—
16年度	13,980円	6,990円	—	—
17年度	14,010円	7,010円	—	—
18年度	14,070円	7,030円	3,510円	10,550円
19年度	14,100円	7,050円	3,520円	10,570円
20年度	14,410円	7,200円	3,600円	10,810円

※一部免除（半額、1/4、3/4）は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料納付が免除となります。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納）となりますのでご注意ください。

されませんが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。このため、これらの期間が10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める「追納」ができます。ただし、保険料の免除や納付猶予などの承認を

受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます（表参照）。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

退職(失業)による「特例免除制度」をご利用ください！

厚生年金に加入していた人が退職(失業)すると、国民年金の被保険者となり、年金保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付を免除される「特例免除制度」があります(申請する年度または前年度中の退職者に限る)。

免除申請は通常、申請者本人と配偶者、世帯主それぞれの所得の状況などを基準にして審査が行われますが、この特例免除制度では、申請者本人の所得の状況を除外して免除の審査が行われます。

メリット1

保険料を一部納付したのと同じ！

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して3分の1となります。

メリット2

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3

本人所得を除外して審査！

特例免除は、通常の場合、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます(配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります)。

手続きに必要なもの・・・

- ①年金手帳または納付書など(年金番号がわかるもの)
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③退職(失業)していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

「伊丹スカイパーク見学 & ゴムボート体験乗艇」バスツアー参加者募集!

広告

ミニポートピア洲本では、マリンスポーツの普及啓発活動の一環として、今年もバスツアーを計画しました。奮ってご参加ください。

- 日 時 7月28日(火) ※雨天決行、荒天時は中止
- 行 先 伊丹スカイパーク(見学)、尼崎競艇場(ゴムボート体験乗艇)
- 参加対象 小学4・5・6年生 **募集定員** 先着50人
- 参加費 無料(昼食は用意します) **申込締切** 7月8日(休)必着
- 申込方法 ホームページからダウンロードするかミニポートピア洲本にある申込書を郵送かファックスで下記へ
- 申込・問い合わせ先 ミニポートピア洲本(ポーターミナルビル内) 洲本市海岸通1-11-1 ☎22-4300 FAX 22-4301

当日のスケジュール

- ◆ 7:45 集合(ミニポートピア洲本)
- ◆ 9:30 伊丹スカイパーク(見学)
- ◆ 11:40 尼崎競艇場(昼食)
- ◆ 13:00 ゴムボート体験乗艇
- ◆ 16:30 ミニポートピア洲本到着

あなたの大切な住まいは大丈夫？

住宅の簡易耐震診断を受けませんか！

住宅の安全性を確認するため、費用の一部を負担することにより、専門の診断員から簡易耐震診断を受けることができます。



▼対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅

※平成12～14年度の「わが家の耐震診断推進事業」と、平成17～20年度の「簡易耐震診断推進事業」で補助を受けた物件は対象外。

個人負担額 木造戸建住宅の場合3,000円(構造な

どにより異なる)

▼申込方法

市都市計画課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ申し込み。

▼申込締切 12月25日(金)

市都市計画課(本庁舎2階)

☎24-7612 (直通)

▼個人負担額 木造戸建住宅の場合3,000円(構造な

▼県県土整備部建築指導課 ☎078-36214340

耐震補強は済みましたか？

耐震改修費用を助成・利子補給します

県では、簡易耐震診断の結果、安全性が低いと判断された住宅に対して、耐震改修の計画づくりや、耐震改修工事費用の一部を助成します。また、金融機関で融資を受けて耐震改修工事を行う場合、利子の補給を行います。

助成事業

▼対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅。

※ツーバイフォー工法や丸太組工法は対象外。

▼補助金額

▼補助金額

▽耐震改修工事費の4分の1 (上限80万円) まで

▽耐震改修計画費(耐震補

利子補給事業

▼内容 平成19年4月1日以

降に県内の金融機関で受けた融資額のうち500万円を上限とし5年間、2割の

県営住宅の入居者を募集します！

- ◆募集期間 6月19日(金)～29日(月)
- ◆収入月額 15万8千円以下 (裁量階層世帯は21万4千円以下)
- ◆必要書類 ①住民票 ②所得証明書(平成21年度分) ③健康保険証の写し など

団地名	室番号	間取り	構造 建設年度	家賃	所在地	人数 要件など
洲本宇原鉄筋1号棟	404	3K	鉄筋5階建 昭和47年	11,100～ 21,800円	宇原 755-1	单身可能
洲本宇原鉄筋2号棟	401	3DK	鉄筋5階建 昭和48年	12,000～ 23,700円		2人以上
洲本宇原鉄筋3号棟	505	3DK	鉄筋5階建 昭和48年	13,700～ 26,900円		
洲本宇原鉄筋5号棟	505	3DK	鉄筋5階建 昭和49年	16,700～ 32,700円	上加茂 72-1	2人以上 ※エレベーター付
洲本上加茂鉄筋3号棟	403	3DK	鉄筋5階建 昭和53年	17,400～ 34,200円	広石中 235-2	3人以上
五色広石鉄筋1号棟	101 105 106	3DK	鉄筋3階建 昭和56年			
五色広石鉄筋2号棟	105 206	3DK	鉄筋3階建 昭和56年	15,200～ 29,900円	都志 285-8	单身可能 ※シルバーハウ ジング
五色都志鉄筋	104 301	1DK 3DK	鉄筋4階建 平成7年	28,200～ 55,300円		4人以上

例) 夫婦2人の合計年齢が80歳未満の世帯

⇒人数要件3人以上の住宅に申し込み可。

夫婦2人の合計年齢が80歳未満の夫婦と子ども1人の世帯

⇒4人以上の住宅に申し込み可。

申・問 市都市計画課(本庁舎) ☎24-7612 (直通)

窓口サービス課(五色庁舎) ☎33-1921 (直通)

利子補給。

▼対象

次のすべてを満たすもの

- ①昭和56年5月以前に建築された住宅。
- ②県の「わが家の耐震改修工事費補助事業」による補助を受けていること。
- ③住宅改修事業の適正化に関する条例(県条例)の登録を受けた事業者施工によるもの。

問 助成事業

市都市計画課(本庁舎2階) ☎24-7612 (直通)

県県土整備部建築指導課 ☎078-36214340

利子補給事業

県県土整備部住宅政策課 ☎078-36213611

事業所の皆さんへ

統計調査にご協力を！

平成21年経済センサス基礎調査を7月1日現在で行います。

この調査は、さまざまな分野の事業所を対象として、活動実態を明らかにすることを目的としています。

6月中旬から7月中旬にかけて調査員がお伺いします。調査内容については、厳密に秘密が守られ、統計作成の目的以外には一切使用しませんので、調査票への正確な記入にご協力をお願いします。

問 市総務課(本庁舎) ☎22-7067 (直通)





催し

清水流絵手紙

教室受講生作品展

- ▼開催日 6月19日(金)・21日(日)
- ▼時間 午前10時～午後4時
- ▼場所 洲本市民工房
3階ギャラリ

洲本市民工房
☎22-33322

お知らせ

福祉医療の受給者証を 更新します

老人医療や障害者医療、高齢障害者、乳幼児等医療などの福祉医療受給者証を7月1日から更新します。
所得調査などを行い、該当する人に、新しい受給者証を送ります。
母子家庭等医療受給者は更

新申請書を送付しますので、必ず手続きを行ってください。
この制度は、所得によって負担割合や一部負担金が決まりますので、忘れずに正しい所得の申告をしましょう。
誤った負担割合や一部負担金の医療受給者証で医者にかかった場合は、医療給付額の一部を徴収する場合がありますのでご注意ください。
☎市保険課(本庁舎)
☎24-7608

募集

平成22年洲本市成人式 実行委員メンバー

思い出に残る自分たちの成人式を、企画・運営しませんか。
▼募集対象 平成22年洲本市成人式対象者で、市内で10回程度開く予定の実行委員会に出席できる、やる気・熱意のある人。
▼募集人数 10人程度
▼募集締切 7月10日(金)
▼準備会(初回開催)
▽開催日 8月2日(日)
午後1時30分～
▽場所 市役所北庁舎

▼場所 市役所北庁舎
申・問 同実行委員会事務局
(市社会教育課内)
☎24-7631(直通)

学校給食新メニュー

市教育委員会では、おいしくて栄養満点な給食を子どもたちに提供するため、新しい給食のメニューを募集します。

- ▼応募要件
 - ▽地元産品を使用したもの
 - ▽1人分の食材費が1000円程度のもの
- ▽調理作業が簡単なもの

▼応募締切 6月30日(火)
▼選考方法 選考会を開催し、採用する作品を決定します。
▼応募方法 市体育保健課に備え付けの応募用紙に必要な事項記入のうえ提出してください。

☎24-7632(直通)
応募・問 市体育保健課(北庁舎内)

「男女共同参画講演会」 参加者

▼日時 6月23日(火)
午後2時～3時30分
▼場所 市立人権文化センター(桑間)

▼演題 元気になる生き方
▼講師 兵庫県人権教育研究協議会講師・後藤みなみさん
▼募集定員 50人

申・問 市人権推進課(北庁舎)
☎22-2580(直通)

健康大学受講生

健康についての知識と理解を深め、健康な毎日がおくれるよう「第30回健康大学講座」を開催します。

今回のテーマは「知って得!! 医学知識」です。
洲本市医師会、洲本市歯科医師会の医師のほか、多彩な講師陣がそれぞれ専門分野でわかりやすく講義しますので気軽に受講できます。

▼開催日 7月11日(土)～11月28日(土) 毎週土曜日(全13回)
▼開催時間 午後2時30分～4時20分
▼場所 みなと元気館

▼受講資格 市内に在住または勤務している18歳以上の人
▼受講料 1,000円
▼募集定員 80人程度
※定員になり次第、受付終了

▼申込期間 6月22日(月)～26日(金)
▼申込先

▽市健康増進課(みなと元気館)
▽窓口サービス課(五色庁舎)
問 市健康増進課 ☎22-3337

「小型船舶係留施設」
使用者
▼場所 市営すいせん苑駐車場
前の洲本港内港(塩屋一丁目)

今日も楽しいおつきあい

淡路信用金庫

理事長 瀧川好美

本店	洲本市宇山
店舗	島内 20店
	神戸市 5店
	明石市 1店
	西宮市 1店

広告

淡路文化史料館

ふるさと歴史講座
「そのとき、淡路島は」
受講生募集



「古事記・日本書紀に記された淡路島は」「万葉歌人がよんだ淡路島は」「戦国時代の淡路島は」「近代文明開化のとき淡路島は」など、資料をもとに文化史料館職員が分かりやすく解説します。

開催日 6月～9月までの全4回

- ◆第1回 「淡路島の古代」 6月27日(土)
 - ◆第2回 「淡路島の中世」 7月25日(土)
 - ◆第3回 「淡路島の近世」 8月29日(土)
 - ◆第4回 「淡路島の近代」 9月26日(土)
- ※1回のみ受講も可

開催時間 いずれも10:00～11:30

開催場所 市立淡路文化史料館

受講資格 特になし ※初心者も可

受講料 400円(1回)と資料代

募集締切 各開講日の2日前まで

申・問 淡路文化史料館 ☎24-3331

▼募集船舶の規格(全て実寸)

- ①▽長さ12メートル以下▽幅2.2メートル以下▽吃水0.5メートル以下
- ②▽長さ12メートル以下▽幅2.2メートル超～2.5メートル▽吃水0.5メートル以下
- ③▽長さ13メートル以下▽幅3メートル以下▽吃水0.5メートル以下

▼募集数

- ①14隻 ②1隻 ③1隻

①は申し込み先着順。

②・③は募集期間内の申込者から使用者を決定。申し込みが募集件数を超えた場合は抽選で決定。

▼申込資格

現在、船舶を所有している人のほか、今後所有予定の人、リース契約で使用したい人で、次の3つの条件に該当する船舶。▽エンジン付きのプレジャー

ボート(ヨットは除く)

▽船舶検査証書の有効期限が満了していない船舶
▽漁船法の登録を受けた船舶でない

▼使用料金

5,100円(1か月)

▼募集期間

- ①6月15日(月)から当分の間
- ②・③6月22日(月)～26日(金)

申・問 市用地課(本庁舎)
☎23-1757(直通)

「地域活性化助成金
交付事業」利用団体

(財)淡路島くにもみ協会で、島内において島づくりのために、文化やスポーツなどのイベント事業を行う団体に助成します。

▼事業の実施期間

8月1日～平成22年3月31日の間に実施する事業。

▼申込方法 申請書などに必要事項を記入のうえ、同協会へ持参(事前に連絡が必要)。

▼助成金額 1事業10万円以内 ※県や市など他の助成事業との併用は不可。

▼募集締切 6月30日(火)

申・問 同協会企画課
☎24-2001

「淡路島花の名所づくり
事業」助成施設

花の名所としてグレードアップが必要な施設や、花の名所として新たな魅力づくりに取り組む施設を支援します。

▼募集締切 7月17日(金)

▼助成金額 100万円以内

▼助成対象経費

- ①苗木などの購入
- ②植栽工事
- ③土壌改良
- ④修景資材などの購入

⑤剪定などの費用

申・問 (財)淡路島くにもみ協会
☎24-2001

「あわじ花と緑の
コンクール」作品

コンクール 作品

▼対象 島内で四季を通じて花と緑を大切に育てている個人や家族、グループ、団体など

▼応募締切 9月15日(火)

▼応募方法 応募用紙に緑花場所のカラー写真2枚以内を添えて左記へ申し込む。

申・問 (財)淡路島くにもみ協会
☎24-2001

献血

▼6月24日(水)

▽午前9時30分～11時30分、午後0時30分～3時30分

▽老人憩いの家あいはら荘

▼7月3日(金)

▽午前9時30分～11時30分、午後0時30分～3時30分

▽五色中央公民館

▼7月16日(木)

▽午後2時～4時

▽洲本郵便局

▼7月22日(水)

▽午後0時30分～4時

▽県洲本健康福祉事務所

申・問 市健康増進課(みなと元気館)
☎22-3337(直通)

夢あるくらしのパートナー



淡陽信用組合

理事長 藤 勝

本店/洲本市栄町一丁目3番17号 TEL.0799(22)5555(代)
店舗 淡路地域18カ所 阪神地域4カ所 播磨地域7カ所

広告

夢工房体験メニュー ☎33-1540

エコクラフト教室

6/27(土)・7/11(土) (10:00~)
●料金▶1,500円(材料費込) ●締切3日前

エッグクラフト教室

6/27(土)・7/11(土) (10:00~)
●料金▶2,500円(材料費込) ●締切3日前

型染めTシャツづくり体験

6/28(日) (13:00~)
●料金▶1,200円(Tシャツ持参) ●締切前日

とんぼ玉づくり体験

7/4(土)・18(土) (10:00~)
●料金▶2,000円~(材料費込) ●締切3日前

御殿手まりづくり教室

7/8(水) (13:30~)
●料金▶1日体験コース:1,800円(キット代込)
基礎コース:1,400円(キット代別)
●締切1週間前

お花のリースづくり体験

7/11(土) (13:30~)
●料金▶2,500円(材料費込) ●締切前日

和布うさぎの夕涼み

7/12(日) (13:00~)
●料金▶2,000円(材料費込) ●先着5人

プリザーブドフラワーアレンジメント教室

7/18(土) (14:00~)
●料金▶3,500円(材料費込) ●締切1週間前

藍の染色体験

7/19(日) (13:30~)
●料金▶1,500円(材料費別) ●締切前日

夏に負けない洋蘭の栽培管理方法を学びます。参加費無料。
●とき 6月28日(日) 午後2時~
「かぶと虫の島」がオープンします
子供たちが大好きな「かぶと虫」が間近で観察できます。入場無料。
●期間 7月18日(土)~8月16日(日)
五色洋ランセンター ☎33-10261
第15回ウェルネスパーク五色
写生画コンクール作品展
小・中学生が公園内の景色や動物などを

描いた作品を展示します。観覧無料。
●期間 7月18日(土)~8月31日(月)
夢工房 ☎33-1540
地引網&バーベキュー
体験参加者募集
都志海水浴場で地引網を体験した後、とれたての新鮮な魚とビールでバーベキューを楽しみませんか。先着20人。
●とき 7月26日(日)
●参加費 大人2,500円
小学生2,000円
閩浜千鳥 ☎33-1600
ゆるゆるファイブ
開館時間を延長します
7月18日(土)~8月31日(月)まで、開館時間を30分延長します。
なお、7・8月の各種サービス(キッズ・メンズ・レディース)は休みます。
●開館時間 午前10時30分~午後10時
※最終の受付時間は午後9時30分
閩ゆるゆるファイブ ☎33-1601



文化体育館トレーニングルーム

健康維持・健康増進・体力向上に

あなたの健康づくりの施設です!

いつでも見学できます!!

◇利用者募集中◇

●定期利用(1か月間)⇒4,000円 ※時間制限・回数制限は一切ありません
最新のトレーニングマシンと週40本以上のパラエティ豊かなスタジオプログラムが1か月間利用可能。

【トレーニングマシン】

ランニングマシン・エアロバイク・ウエイトマシンなど、全40台

【スタジオプログラム】

ダンベル体操・ヨガ・ダンスプログラム・脂肪燃焼プログラムなど週40本以上

●都度利用(1日)⇒600円 ※時間制限はありません

マシンジムのみ1日利用できます。

さらに、友だちや家族などお2人で同時に利用すると...

通常：600円×2人=1,200円

⇒ペア利用：500円×2人=1,000円

●次のものを持参すれば、その日からトレーニングできます!

●運動できる服装 ●内履きシューズ ●汗拭き用タオル

●水分補給用ドリンク(フタのあるもの)

※更衣室内にシャワールームがあります。 ※シューズやタオルなどのレンタルは行っていません。

☎文化体育館トレーニングルーム ☎22-6726

[休館]火曜日 [平日]10:00~21:00 [土日祝]10:00~18:00

洲本市民工房でチャレンジ!

楽しみながらさまざまな教室で学んでみませんか?

洲本市民工房では、年間通じて魅力満載の体験教室を開いています。興味のある教室がありましたら、気軽に参加してみませんか。また、教室は会議やセミナー(有料)などに使用できますので、ぜひご利用ください。

		第1週	第2週	第3週	第4週
月	午前		日本画		日本画
	午後			一般教室※	
火	午前	トールペイント		トールペイント	
	午後	一般教室※	一般教室※	一般教室※	一般教室※
	夜間	一般教室※		一般教室※	
水	午前			一般教室※	
	午後	金繕い	一般教室※		一般教室※
金	夜間	糸あそび			
	午後	油絵	実用書道	油絵	実用書道
土	夜間			陶芸	
	午前	一般教室※	一般教室※	一般教室※	一般教室※
	午後	一般教室※	一般教室※	一般教室※	一般教室※
日	夜間				写真
	午後			一般教室※	

※一般教室は、絵手紙・フラワーアレンジメント・子供生け花・子供絵画・パッチワーク・パソコン教室

受講料

- 日本画：10回 1万円 ●トールペイント：1回 2千円
- 金繕い：月 2,500円 ●糸あそび：月 2,500円
- 油絵：6回 1万円 ●実用書道：月 2千円
- 陶芸：5回 5千円 ●写真：年会費 1万円

☎洲本市民工房 ☎22-3322

7月の無料相談



下記以外の相談は、「市民便利帳」でご確認ください。

■法律相談（予約制）

▽日時 1日(水)、15日(水) 13:15～16:15

▽場所 市役所北庁舎

予約 市人権推進課(北庁舎)

☎22-2580(直通)

■行政相談

▽日時 8日(水) 13:15～15:00

▽場所 市役所北庁舎

問 市人権推進課(北庁舎)

☎22-2580(直通)

■法律・人権・行政相談

▽日時 8日(水) 13:30～15:00

▽場所 五色中央公民館

問 市窓口サービス課(五色庁舎)

☎33-0161(直通)

■年金相談・ねんきん特別便相談（予約制）

▽日時 17日(金) 10:30～15:30

▽場所 文化体育館

問 市市民課(本庁舎) ☎22-3321(代表)

■司法書士による相談

(予約不要・当日先着順)

◆法律・登記相談

▽日時 21日(火) 10:00～12:00

▽場所 県洲本総合庁舎

◆多重債務者相談

▽日時 27日(月) 10:00～12:00

▽場所 県洲本総合庁舎

問 司法書士川端英雄事務所

☎0799-62-3206

■行政書士による相談

(予約制・先着3人)

▽内容 農地法関係、相続、契約関係

▽日時 13日(月) 13:30～15:30

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 相談会担当・行政書士奥野一喜事務所

☎42-5355

■こころのケア相談（予約制）

▽日時 14日(火) 14:00～16:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 県洲本健康福祉事務所 ☎26-2064

■テレビ電話による法律相談（予約制）

▽日時 毎週、平日木曜日 13:00～15:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 淡路さわやか県民相談室

☎0120-36-7830

■教育相談（予約制）

▽日時 13日(月) 13:00～15:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 県淡路教育事務所 ☎22-4152

■女性問題面接相談（予約制）

▽日時 17日(金) 13:00～16:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 淡路さわやか県民相談室

☎0120-36-7830

■宅建協会淡路支部による不動産相談

▽日時 14日(火) 13:00～16:00

▽場所 宅建物取引業協会淡路支部事務所

予約 同事務所(海岸通・洲本ポーター

ミナルビル内) ☎24-0088

7月の健康カレンダー



健康増進課 健康福祉館「みなと元気館」 ☎22-3337

母子健康手帳交付

内 容		と き		場 所
母子健康手帳交付 妊婦相談 (個別)	洲本会場	2日(木)、9日(木) 16日(木)、30日(木)	10:00～11:00	みなと元気館2階 ☎22-3337
	五色会場	14日(火)、28日(火)	13:30～15:00	五色庁舎 ☎33-1922

乳幼児健康診査・相談 (対象者には個別で通知)

☎22-3337

事業名	対 象	と き	受付時間	場所
乳児健康診査	H21年3月生	16日(木)	12:45～13:15	みなと元気館2階
7か月児相談	H20年12月生	22日(水)	9:30～ 9:50	
10か月児健康診査	H20年8月生	2日(木)	12:45～13:15	みなと元気館2階
1歳6か月児健康診査	H19年11月生	30日(木)	12:45～13:15	
2歳児相談	H19年4月生	15日(水)	13:00～13:15	みなと元気館2階
3歳児健康診査	H18年4月生	9日(木)	12:45～13:15	

その他の相談 (要予約)

☎22-3337

内 容	と き	場 所	
すくすく子育て相談	10日(金) 9:30～11:00	みなと元気館2階	
こころの相談	3日(金) 14:00～16:00		
筋力アップ サークル	1日(水)、8日(水) 15日(水)	9:30～	五色トレーニングセンター
	23日(木)、29日(水)	9:00～	
	2日(木)、9日(木) 16日(木)、30日(木)	9:30～	みなと元気館
	23日(木)	9:00～	

洲本図書館 ☎22-0712

●いっしょにおはなし会

(0～3歳児対象)

1日(水)、18日(土) 11:00～

●おはなし会 (3～6歳児対象)

11日(土)、25日(土) 14:00～

●もっとおはなし会 (小学生対象)

11日(土)、25日(土) 14:30～

●おりがみ教室

4日(土) 14:00～

●つくってあそぼう!

19日(日) 14:00～

※おりがみ教室、つくってあそぼう!

は、定員40人。参加申込は前日まで。

五色図書館 ☎32-1693

●おはなし広場

(“おはなし隊”による絵本・紙芝居の読み聞かせ)

18日(土) 13:30～

●おひざのうえのおはなし会

(3歳ぐらゐまで対象)

9日(木)、23日(木) 10:30～

●えるる倶楽部 10:30～

(絵本・紙芝居の読み聞かせ)

4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)

18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)

※いずれも参加申込は不要

7月の図書館だより



●開館時間●

洲本図書館 10:00～19:00
(7月～9月)

五色図書館 10:00～18:00

●7月のカレンダー●

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

■ 両図書館休館日

※洲本・五色図書館の新着情報は、洲本市立図書館ホームページ (<http://www.library.city.sumoto.hyogo.jp>) でご覧いただけます。



情感込め、自慢ののど披露

だんじり唄 市内から7団体が熱演

島内の祭礼団や愛好グループらがだんじり唄を披露する「第20回淡路だんじり唄コンクール」が5月10日、五色文化ホールで開かれ、29団体約600人の参加者が自慢の歌声を競い合いました。



コンクールは、祭礼団などが出場する「祭り・保存・継承の部」、愛好家グループの「愛好の部」、小学生団体の「少年・少女の部」の3部門別に分かれて審査。舞台では、太鼓と拍子木でリズムをとりながら、淡路人形浄瑠璃の名場面を再現した外題などを全員で唄う「つれ節」や、せりふで演じる「語り込み」などで表現。クライマックスの場面では、それぞれの団体が練習を重ねてきたせりふや、独特の節回しで迫力たっぷりに熱演すると、会場から大きな拍手が送られました。

市内から出場した7団体のうち、岸壁の母を披露した若鮎会（鮎原小有志）が「少年・少女の部」で見事優勝（＝写真）。「愛好の部」では五色之姫が準優勝に輝きました。

元気に育ってね 由良小5年生、マコガレイの稚魚放流



「大きく育って、戻ってきてね」。由良成ヶ島沖で5月14日、由良小学校の5年生32人が、体長5センチ前後のマコガレイの稚魚約3,000匹を放流しました。

放流事業は、漁獲量の回復のために、東由良町漁協青年部が平成14年から毎年続けているもので、子どもたちに魚を育てることの大切さを知ってほしいと今回初めて体験放流を企画したもの。この日、児童たちは漁船に乗り込み、沖合の船上からバケツに入った稚魚を海に放すと、元気よく海中を泳ぐ稚魚に歓声。

「大きくなってねー」と声をかけながら笑顔で見送っていました。

大きなタマネギに笑顔 約100人が収穫体験



市内各地でタマネギの収穫が最盛期を迎えた6月6日、城戸アグリ公園近くの畑でタマネギの収穫体験が行われ、島内外からの親子連れなど約100人が、作業の大変さや収穫の喜びを味わいました。市内の農協などでつくる市玉葱生産促進協議会が、収穫体験を通じて淡路タマネギの魅力を広くPRしようと今年で6年目。収穫したのは1区画約

1.8平方メートルから10平方メートルほど取れる中生品種「ターザン」。参加者たちは、畝沿いに分かれ、腰をかがめながら、土から頭を出しているタマネギを一本一本丁寧に引き抜いていきました。大きいのが取れると「見てー。大きいのが取れた」と満足した表情を浮かべていました。

改善更生と犯罪の予防に尽力

川添さんに全国保護司連盟会長表彰



罪を犯した人や非行に走った人の社会復帰を支援してきた川添義己さん（本町4）が、このほど全国保護司連盟会長表彰を受けました。保護司として活躍された川添さんは、平成元年4月以来、20年間にわたり刑務所などから仮出所・仮退院した本人やその家族から月4回相談を受けるとともに、社会の一員として自立できるよう導いてきました。またこの間、淡路保護区会長や県保護司連盟副会長などを歴任し、犯罪抑制の活動に尽くしてきました。

寄付
昨年亡くなられた市役所の元顧問弁護士・西尾正次さん（本町1）の遺族4人が6月2日、市役所を訪れ、生前の故人の遺志に沿って「両親がお世話になった洲本市の街づくりに役立ててほしい」と、市に100万円を寄付しました。
市ではこの善意に感謝し、有効に使わせていただくことにしています。

表彰
のじぎく賞
▽広石小学校児童会会
（堂原未帆会長）
同小学校児童会は、米づくり学習の一環として、自分たちが育てた米でポン菓子を作り、一人暮らしのお年寄りなどに届けています。この活動は約25年前から続いており、ポン菓子には「いつまでもお元気で」などと書いた手紙を添え、高齢者を喜ばせています。
▽送迎ボランティアグループ
うんぱんまん
島谷博代表（桑間）
同グループは、平成7年から高齢者や身体に障害のある人たちを自宅から病院や集会所、買い物などへの送迎支援に取り組んでいます。また、施設利用者には介助のボランティアを行っているほか、イベントに参加する際の送迎など、これまでに延べ約1万6千人の人が利用する貴重な足となっています。

